

令和8年第1回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

令和8年1月19日 開会

}

令和8年1月19日 閉会

吉田町議会

令和8年第1回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (1月19日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○議事日程の報告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○議案第1号～議案第2号の一括上程、説明	2
○法令に基づく報告	7
○議案第1号の質疑、討論、表決	8
○議案第2号の質疑、討論、表決	14
○町長挨拶	14
○議長挨拶	14
○閉会の宣告	15

開会 午前 9時00分

○議長（増田剛士議員） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和8年第1回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますように、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士議員） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） おはようございます。

議員の皆様には、お忙しいところお呼び立てし、申し訳なく思いますが、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（増田剛士議員） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（増田剛士議員） 本日は、4番、盛 純一郎議員から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は10名であります。ただいまから令和8年第1回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会で説明員として、委任または嘱託され、出席する者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田剛士議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、蒔田昌代議員、8番、大石巖議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（増田剛士議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎議案第1号～議案第2号の一括上程、説明

○議長（増田剛士議員） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第3、第1号議案及び日程第4、第2号議案の2議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 令和8年第1回吉田町議会臨時会に上程をされました議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程されました議案は、補正予算について2件でございます。

それでは、議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第1号議案は、令和7年度吉田町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

本議案は、令和7年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,375万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ172億9,761万5,000円と定めるとともに、繰越明許費、地方債の補正について定める補正予算をお認めいただくものがございます。

第2号議案は、令和7年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、令和7年度の水道事業会計予算における資本的収入の既決予定額1億4,762万円に1億1,450万4,000円を増額して、総額をそれぞれ2億6,212万4,000円とし、資本的支出の既決予定額5億4,642万3,000円に1億1,550万円を増額し、総額を6億6,192万3,000円とする補正予算をお認めいただくものがございます。

以上が、上程をされました2議案の概要でございます。

議案の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

初めに、財政管理課長、お願いします。

八木邦広財政管理課長。

〔財政管理課長 八木邦広登壇〕

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第1号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和7年度吉田町一般会計補正予算（第7号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,375万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億9,761万5,000円とするものでございます。

また、第2号にございまして、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきまして、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおり、お認めいただくものがございます。

次に、第2条でございます。令和7年度の事業のうち、年度内に事業が終わらない見込みがあるものとして、地方自治法第213条第1項の規定に基づいて翌年度に繰り越して使用することができる経費を、3ページに掲げる「第2表 繰越明許費」のとおり、お認めいただくものがございます。

次に、第3条でございます。地方債の補正につきまして、4ページから5ページに掲げる「第3表 地方債補正」のとおり、お認めいただくものがございます。

具体的な内容としたしまして、繰越明許費から御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

今回措置しようとしております繰越明許費でございますが、全部で5事業につきまして、総額2億7,459万1,000円の予算を翌年度に繰り越して使用することをお認めいただくものがございます。

それでは、繰越しをお認めいただく事業費とその財源につきまして、事業ごとに申し上げます。

まず、戸籍住民基本台帳事務費でございますが、国の補正予算に伴い予算計上しました旧氏の振り仮名対応における戸籍附票システムの改修が、年度内での事業完了が見込めないため、システム改修費の全額184万8,000円を繰り越すものがございます。繰り越す財源につきましては、全額、国庫支出金でございます。

次に、物価高対応子育て応援手当支給事業費でございますが、物価高対応により、児童1人当たり2万円の子育て応援手当を支給する事業において、3月に出生した者及び離婚者等について、年度内の事業完了が見込めないため、事業費の一部101万1,000円を繰り越すものがございます。繰り越す財源につきましては、全額、国庫支出金でございます。

次に、環境保全費でございますが、令和7年9月の台風15号の竜巻等により損壊した被災家屋等について、生活保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図るため、所有者の申請に基づき、町が所有者に代わって実施した家屋等の解体・撤去及び運搬処分、また、既に解

体・撤去を実施した所有者及びこれから解体工事を発注する所有者を対象とした解体撤去及び運搬処理に要した費用の償還について、申請家屋全ての実施を年度内に完了することができないため、今回の補正予算に計上しました被災家屋等の解体・撤去運搬処理に係る事業費1億3,609万1,000円と、10月の臨時議会において第5号補正に計上いたしました公費解体等のコンサルタント業務委託料770万円の計1億4,379万1,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、2分の1は国庫支出金、残りは一般財源でございます。

次に、吉田町内道路舗装修繕事業費でございますが、国の補正予算に伴い実施する堤内3号線の舗装修繕において、年度内での事業完了が見込めないため、工事請負費4,699万1,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫支出金、地方債及び一般財源でございます。

次に、大幡川改修事業費でございますが、国の補正予算に伴い実施する大幡川水系大窪川の河川改修に係る経費において、年度内での事業完了が見込めないため、委託料、工事請負費及び用地購入費の計8,095万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫支出金、地方債及び一般財源でございます。

なお、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づいて、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製して、次に開会される議会に報告しなければならないことになっておりますので、これらの繰越明許費につきましても、そのルールに従って御報告させていただくよういたします。

続きまして、4ページから5ページの地方債補正につきまして御説明申し上げます。

起債につきましては、第3表に掲げる事業の起債限度額につきまして、追加及び変更をお認めいただくとするものでございます。この地方債の補正によりまして、起債全体の限度額は補正前と比較して5,230万円増額となります。

続きまして、別冊の令和7年度吉田町一般会計補正予算（第7号）に関する説明書に沿って、補正予算の内容を御説明いたします。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

説明書の3ページを御覧ください。

10款地方交付税につきましては、1億7,720万6,000円の増額でございます。これは、1項1目地方交付税におきまして、国の追加交付に伴いまして、普通交付税1億7,720万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、14款国庫支出金につきましては、1億9,425万1,000円の増額でございます。その内訳でございますが、まず、2項1目総務費国庫補助金におきましては、国の補正予算に伴い、2節戸籍住民基本台帳費補助金につきまして、社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金（戸籍附票システム分）184万8,000円を計上するものでございます。

次に、3ページから4ページにかけての2目民生費国庫補助金におきまして、国の補正予算に伴いまして9,088万2,000円を増額するもので、2節児童福祉費補助金につきまして、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金8,576万円及び物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金512万2,000円を計上するものでございます。

4ページを御覧ください。

3目衛生費国庫補助金におきまして、歳出の環境保全費における被災家屋等解体撤去及び廃棄物運搬処理業務の委託料及び補助金の予算計上に伴いまして、2節環境衛生費補助金に

つきまして、災害等廃棄物処理事業費補助金6,804万5,000円を増額するものでございます。

次に、5目土木費国庫補助金におきまして、国の補正予算に伴いまして、3節河川費補助金につきまして、社会資本整備総合交付金2,300万円を増額するものでございます。

次に、8目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金におきましては、国の補正予算に伴いまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,047万6,000円を増額するものでございます。

5ページを御覧ください。

続きまして、21款町債につきましては、5,230万円の増額でございます。これは、1項4目土木債につきまして、5,230万円の増額するものでございます。その内訳でございますが、まず、2節道路橋梁債につきましては、260万円を増額するものでございます。これは、国の補正予算に伴いまして、吉田町内道路舗装修繕事業に係る歳出の道路維持費の計上に伴う町債の組替え等による増額でございます。

次に、3節河川債につきましては、4,970万円を増額するものでございます。これは、国の補正予算に伴いまして、大幡川改修事業に係る歳出の河川新設改良費における大幡川水系の河川改修に伴う町債の組替え等による増額でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

2款総務費につきましては、184万8,000円を増額でございます。

その内訳でございますが、まず1項6目企画費におきまして、歳入の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の計上に伴い、シティプロモーション事業における吉田町賑わい創出事業費補助金について、89万3,000円が一般財源から国庫支出金に財源振替となっております。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費におきまして、国の補正予算に伴い、戸籍住民基本台帳事務費について、戸籍附票への氏名の振り仮名に係るシステム改修委託料を184万8,000円計上するものでございます。

なお、本事業につきましては、令和8年度に全額繰り越す措置を講じさせていただいております。

7ページを御覧ください。

次に、3款民生費につきましては、9,126万7,000円を増額でございます。これは、2項1目児童福祉総務費におきまして、国の補正予算に伴い、物価高対応子育て応援手当支給事業に係る職員人件費28万1,000円を増額、また、こども発達支援事業費につきましては、歳入の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の計上に伴い、賄い材料費2万2,000円が一般財源から国庫支出金に財源振替となっております。

次に、物価高対応子育て応援手当支給事業費におきまして、児童1人当たり2万円の支給に伴う経費といたしまして、9,060万1,000円を計上するものでございます。

なお、令和8年度に、本事業のうち101万1,000円を繰り越す措置を講じさせていただいております。

8ページを御覧ください。

3目保育所費におきましては、38万5,000円を増額でございます。

その内訳でございますが、まず、さくら保育園運営費、すみれ保育園運営費、さゆり保育園運営費、わかば保育園運営費につきまして、歳入の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の計上に伴い、町内4園の賄い材料費57万5,000円が一般財源から国庫支出金に財源振替となっております。

次に、保育所等給食費物価高騰対策事業費については、国の補正予算に伴い、物価高騰による保護者の負担を減らすため、町内の幼稚園及び小規模保育事業所への給食費補助経費として、38万5,000円を計上するものでございます。

9ページを御覧ください。

4款衛生費につきましては、1億3,609万1,000円の増額でございます。これは、1項3目環境衛生費の環境保全費につきまして、令和7年9月の台風15号の竜巻等により損壊した被災家屋等の解体・撤去及び廃棄物運搬処理に係る業務委託及び補助金を1億3,609万1,000円増額するものでございます。

なお、環境保全費につきましては、令和8年度に今回の補正予算に計上いたしました被災家屋等の解体・撤去、運搬処分に係る事業費1億3,609万1,000円と、10月の臨時会にてお認めいただきました第5号補正に計上いたしました公費解体等のコンサルタント業務の委託料770万円の計1億4,379万1,000円を繰り越す措置を講じさせていただいております。

10ページを御覧ください。

8款土木費につきましては、7,480万4,000円の増額でございます。

まず、2項1目道路維持費におきましては、吉田町内道路舗装修繕事業費について、国の補正予算に伴う町債の組替えにより、260万円が一般財源から地方債に財源振替となっております。

なお、吉田町内道路舗装修繕事業費につきましては、令和8年度に4,699万1,000円繰り越す措置を講じさせていただいております。

次に、3項3目河川新設改良費におきましては、大幡川改修事業費について、7,480万4,000円を増額するものでございます。これは、国の補正予算に伴いまして、大幡川水系大久保川の河川改修に係る設計委託料355万3,000円及び河川改修の工事請負費7,383万2,000円を増額し、河川の用地購入費258万1,000円を減額するものでございます。

なお、大幡川改修事業につきましては、令和8年度に8,095万円繰り越す措置を講じさせていただいております。

11ページを御覧ください。

10款教育費につきましては、722万7,000円増額でございます。これは、5項2目給食施設費におきまして、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（給食施設費）につきまして、吉田町牧之原市広域施設組合の第1号補正及び第2号補正に伴う負担金といたしまして、722万7,000円を増額するものでございます。

なお、歳入の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の計上に伴い、小・中学校の給食費分860万1,000円については国庫支出金が充当されるため、一般財源から国庫支出金に137万4,000円財源振替となっております。

最後に、11ページから12ページにかけての13款諸支出金の2項1目基金費におきましては、今回の補正に際し、すぐに事業の財源とすることのない収入を積み立てるための支出といたしまして、財政調整基金への1億1,252万円を積み立てるものでございます。

以上が、第1号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第7号）についての内容でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

内田宏一上下水道課長。

〔上下水道課長 内田宏一登壇〕

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

上下水道課から、議案書2ページ、第2号議案 令和7年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の令和7年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）の1ページ、第2条を御覧ください。

今回の補正は、国の補正予算に伴い、基幹管路耐震化事業を進めようとするもので、補正予定額は1億1,550万円でございます。

工事の概要につきましては、参考資料ナンバー1-2、令和7年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）資料の4ページを御覧ください。

事業名は、青柳北原3号線外3路線配水本管布設替工事で、事業量は、口径100ミリメートルのポリエチレン管を571メートル布設するほか、御覧の事業量を予定しています。

箇所は、5ページの工事箇所図に示したとおり、神戸地内の御覧の箇所になります。

議案書別冊の1ページにお戻りください。

第3条では、当初予算第4条本文括弧書き中の不足額とその補填財源を御覧のように改め、収入について、第1款第1項の企業債を1億500万円、同じく第3項の国庫（県）支出金を950万4,000円それぞれ増額し、支出については、第1款第1項の建設改良費を1億1,550万円増額するものでございます。

第4条では、当初予算第5条中の企業債の限度額を1億2,000万円から2億2,500万円に改めるものでございます。

なお、本事業は、令和8年度に繰り越して行うことを予定しております。

以上が、令和7年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についての説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 以上で上程議案の説明が終わりました。

◎法令に基づく報告

○議長（増田剛士議員） 日程第5、法令に基づく報告を行います。

第1号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）、担当課長から報告願います。

それでは、総務課長、お願いします。

太田順子総務課長。

〔総務課長 太田順子登壇〕

○総務課長（太田順子） 総務課でございます。

総務課から、第1号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額

を決定することについて)、御説明申し上げます。

議案書の3ページを御覧ください。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事項につきまして、同法同条第2項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

今回専決処分した事項は、物損事故による損害賠償の額を定めることに係る2事案でございます。

議案書の4ページを御覧ください。

1件目の事案は、令和7年11月5日に専決処分したものでございます。

相手方は、御覧の方でございます。

事故の概要としましては、令和7年8月20日午後1時頃、焼津市の病院駐車場で後進駐車した際、隣に駐車していた相手方の車両に接触し、運転席側ドアを破損させたものでございます。

和解の内容でございますが、損額金額は38万7,500円、過失割合は町が100%でございます。損害賠償の額は38万7,500円でございます。

続きまして、議案書の5ページを御覧ください。

2件目の事案は、令和7年11月17日に専決処分したものでございます。

相手方は、御覧の方でございます。

事故の概要としましては、令和7年10月2日午前9時10分頃、相手方の敷地内から公用車で道路に出た際、見切りブロックに乗り上げ、その一部を破損させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は4万5,518円、過失割合は町が100%でございます。損害賠償の額は4万5,518円でございます。

これら2件の損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用となり、保険から全額が負担されるものでございます。

また、今回の事故を受けての今後の対策としましては、公用車を運転する際に周囲の安全確認を徹底することで、事故防止に努めてまいります。

総務課からの説明は以上でございます。

○議長(増田剛士議員) ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたします。本会議の再開は全員協議会終了後といたします。

休憩 午前 9時29分

再開 午前10時28分

○議長(増田剛士議員) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。

◎議案第1号の質疑、討論、表決

○議長(増田剛士議員) 引き続き、日程第6、第1号議案 令和7年度吉田町一般会計補正

予算（第7号）についてを議題といたします。

これから、第1号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

それでは、初めに、歳入についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。歳入ですよ。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 繰越明許の中で、歳入だと思いますけれども、いいですね。繰越明許の中です。

繰越明許、第2表の3ページです。

その中に、先ほどお聞きしました土木費の河川費、大幡川改修事業費、一応、先ほど確認をしました堰の部分と、それと護岸の部分があるということです。

堰の部分に関しては4,396万5,000円、それで、護岸に関しては約10メートルですよね。その中に金額が2,453万円でしたっけ、それが出ていると思うんですけども、実はこの河川改修、補正、繰越しの中での国の予算の取り方ですけども、まず、吉田町は恒例として、最初に金額を出しておいて、その金額が、国の補助が決まった段階で財源の切替えをやるような形を取っているんですけども、実は中でいろいろ、台風の後大きな災害があったとき、私の周りにも4件の冠水された写真付が来ているんですね。

それを考えていくと、今回は護岸の10メートルだけをやっていくと。そうすると、10メートルをやっていくことに関しては、ありがたいことなんですけれども、それだけたくさんの人たちが災害を受けていますので、それに対して、財源振替と同時に自主財源で、そうした災害を受けた人たちの救済へもっと金額をかけて、せっかくの補正ですので、やることはできませんかということですけども、それに関しての町の考え方をお聞きしますけれども、どうですか。

○議長（増田剛士議員） 柳原建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

まず、今回の事業といいますか、河川工事についてでございますけれども、河川の工事というのは、施工できる時期というのが決まってくると思います。非出水期の時期というところもございますので、そういう中で、なかなか制約のある中での工事というところがございまして、できる工事量というところも決まってきました、そういう中で、町のほうも鋭意努力しながら進めているというところがございますので、町のほうとしましても、できる限り事業進捗を図るような対応のほうは取っていきたいと思っておりますので、そちらのほうは、御理解のほうをいただければというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今の回答ですよ、河川の工事だから、渇水期しかできないということですよ。その中で、できる範囲が決まっています。

でも、10メートルというのは、あまりにもその範囲から抜けていて、実際にはどのぐらいの、例えば大窪川でやったときに、渇水期の5か月の間に準備をしておいて、そうしてやれる範囲というのはどのぐらいを想定していますか、可能として。

○議長（増田剛士議員） 柳原建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

河川の幅、上流へ行く側になりますと、どんどん狭まってきますので、そのこのところも変わってくるかと思うんですけども、例年、今の予定ですと、大体40メートルぐらい、両側ですね、ぐらいを今進めているような状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 40メートルですね。今回は10メートル、前は16メートル、その中で、今言った吉田町の人たちが、去年の台風と災害によって、私のところに写真付で4件、4名の方が、どうにかありませんかと来ているわけですね。

そうすると、町の考え方をお聞きしたいのは、その中で、40メートルってどういう施工か、私も建築やっていますので、どういう施工か調べてみないと分からないですけども、そういう中での町の考え方、方針、佐藤理事にお聞きしたいんです。

例えば、もちろん国の中でも、そういう形で補正を組んで、大変な思いをしていると思うんですけども、今言った40メートルのできる範囲の中で、10メートルの予算しか、国の補助だけでは10メートルしかできないよと。そのときに、本当に災害を受けて困っている人たちのことを考えれば、それはやっぱりできるだけ早く、できるだけ多くの長さをやっていただきたいわけですよね。その辺の考え方というのは、どういうものなんですか。

○議長（増田剛士議員） 佐藤理事。

○理事（佐藤慎一） 施工的な制約だけじゃなくて、予算的な制約もありますので、その辺も含めて総合的に判断して、少しでも進められるように努力、研究をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 多分答えとしては、それが一番のできる答えだと思いますけれども、ただ、先ほど言った災害を受ける方たちにとっては、それは私たちの答えとは、あなた方の答えとはまた違う答えを要求するわけですから、その辺をぜひ、うまくというか、できるだけ範囲を広くしてやっていただきたいと思いますので。

実際、護岸をやってくれた人にとっては、声が聞こえてきます、やっていただいてよかったです。それ、ありますので、ぜひ町の考え方を今、できるだけ方向をどこかでまた見せていただきたいと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

理事はどうですか。執行部としては、それ以外にはまた、考えはないですかね。

○議長（増田剛士議員） 質問の趣旨が分かっていないようなので、もう一度、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今言った40メートルが、できる範囲であるとする、本当は皆を助けるためには、40メートルのできるだけ範囲を大きくして、できるだけ早い機会にやらなきゃいかんと思うんですね。

湧水池がどんどん減っていく中で、災害が起きるのは見えていますので、その辺を町とし

ては、見えているものに関して、毎年10メートル、16メートルしかやっていないけれども、それをもっと迅速に、大きくやることはできませんか。そういうものに関しての考え方というのは、町のほうではどう考えていますかということです。

○議長（増田剛士議員） 佐藤理事。

○理事（佐藤慎一） 標準的な部分で40メートルできるというふうに建設課長が回答したと思うので、今回に関しては、水門と併せての10メートルという話になりますので、そのこの制約になってくると思いますので、その辺のことも総合的に、工法等も含めて検討していく中で、できる努力はしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結いたします。

次に、歳出に入ります。

初めに、2款総務費についての質疑を行います。

質疑ありませんか。よろしいですか。質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） ここに掲げられている環境保全費1億3,600万円ほどですが、先ほど繰越明許を見ますと、1億4,000万円繰り越す。そうすると、既に2件が解体しているというお話ですが、これ繰越明許すると、その被害を受けた方にお金が渡るのは来年度になってしまうということなのか、そこをちょっと説明してください。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

今回、すみません、ちょっと大変遅くなってしまっていて申し訳なかった部分であるんですが、今回、費用償還の制度も併せて、今回予算を認められた暁には、早急に要綱制定しまして、今年度中にも申請ができるような形で、既に解体された方については、年度内には支給できるようにしたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） その金額は幾らぐらい、1億5,000万円の話ですか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

先ほど申しあげました全壊のお宅2件は、もう解体をしているというふうに伺っています

ので、その2件は計上している形になりますが、木造住宅で、おおむね1戸当たり360万円程度を見込んでいますので、その2件720万円程度が、費用償還の金額になるというふうに考えています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） そうすると、繰越明許をする1億4,000万円というのは、どういうお金、要するに半壊の人とか、そういう方々がこれから出てくるであろうという想定の下、繰り越しますと。その方々は来年度になるという話だと理解。

そうすると、竜巻が9月5日に起こって、今日現在で4か月半かかっているわけです。来年度ということになると、結構たって、半年以上かかって、やっとそういうお金が出てくるということに対して、やっぱり被災者のことを思うと、できるだけ早く対応してあげればいいと思うんですけども、今の話じゃ国の予算が下りないと、なかなかこっちも進められない、半々ですからね、財源内訳でいうと。

でももう少し、それは難しいのかもしれない、先にやっておいて財源振替をやるとか、できるだけ早く被災した方の福祉を向上させるような策というのはなかったのかどうか、そういう考えはあったのかどうか、その辺、お考えをお願いします。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

当然、できる限り早くというふうに、都市環境課のほうとしても進めたかったというところはございます。ただ今回、災害廃棄物処理事業費補助金というのが、特定非常災害にならない場合については、やっぱり解体費用までは出ない、半壊のお宅ですね、費用まで出ないというところが、なかなか前例としてないということで、制度の構築にちょっと時間かかってしまったところが要因でございます。それについては、大変申し訳なく思っている部分でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） これは今回初めてだと。今後あつてはならないけれども、今後また起こってしまったら、それは迅速にやれるというのか、いやいや、やっぱり国の問題ですという話なのか、そこはどうなんですかね。こちらは早くやりたくても、国が遅いとできないという状況なのか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 基本、国のほうの要綱の制度が変わらない限りは、迅速にできるかと思えます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） お見舞いとか、前回の補正では、プッシュ型で通知して対応するという話です。今回の解体ということに関しては、どのように被害を受けた方に周知していくかということをお願いします。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

今回、災害に遭われた家屋、半壊以上のお宅が合計27件ございます。そのうち、既に応急修理ということで、修理を申請している方が既にいまして、実際、解体を見込んでいる方を10件と見込んでいますので、それについては今回、計上させていただいているところでございます。

ただ、非住宅、事業所さんにつきましては、まだ相談が実際、解体をするというような相談が来ていない状況でございますが、一応その辺も推計しながら、今回計上をさせていただいた状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結いたします。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

それでは、本議案の質疑を終結したいと思います。まだ疑義があるようでしたら、全般にわたり、特に質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

以上で第1号議案についての質疑を終わります。

これから、第1号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第7、第2号議案 令和7年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、第2号議案についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

以上で第2号議案の質疑を終わります。
これから、第2号議案について討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士議員） 以上で、令和8年第1回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了いたしました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。
田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 御苦労さまでございました。

◎議長挨拶

○議長（増田剛士議員） 本臨時会におきまして、予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真摯な御審議によるものと、心から厚く御礼申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（増田剛士議員） 以上をもちまして、令和8年第1回吉田町議会臨時会を閉会といたします。

御協力ありがとうございました。

閉会 午前10時47分